

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	: ランデックスコート プライマー 20
SDS 整理番号	: LC-001
会社名	: 大日技研工業株式会社
住所	: 東京都中央区日本橋人形町 2-14-14
担当部門	: 埼玉工場 技術部
電話番号	: 048-812-8208
FAX 番号	: 048-812-8248
メールアドレス	: dng-s@dainichi-g.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	: コンクリート床用下塗材

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	
引火性液体	: 区分 2
健康に対する有害性	
急性毒性 (吸入・蒸気)	: 区分 4
皮膚腐食性/刺激性	: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分 2
発がん性	: 区分 2
生殖毒性	: 区分 1A
生殖毒性・授乳影響	: 授乳に対する又は授乳を介した影響に関する追加区分
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分 1 (中枢神経系)、区分 2 (呼吸器、肝臓、腎臓) 区分 3 (麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分 1 (神経系、腎臓)、区分 2 (聴覚器、呼吸器)
誤えん有害性	: 区分 1
環境に対する有害性	
水生環境有害性 短期 (急性)	: 区分 2
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 区分 3

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・ 引火性の高い液体及び蒸気
- ・ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い眼刺激
- ・ 吸入すると有害
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
- ・ 中枢神経系の障害
- ・ 呼吸器系、肝臓、腎臓の障害のおそれ
- ・ 長期にわたる又は反復ばく露による神経系、腎臓の障害
- ・ 長期にわたる又は反復ばく露による聴覚器、呼吸器の障害のおそれ
- ・ 水生生物に毒性
- ・ 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

- ・ 使用前に施工要領書を入手すること。
- ・ 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・ 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
- ・ 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

- ・ 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
 - ・ 特別な処置が必要である（このラベルの4.応急措置を見よ）。
 - ・ 無理に吐かせないこと。
 - ・ 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
 - ・ 火災の場合：消火するために炭酸ガス、泡・粉末消火器及び乾燥砂を使用すること。
- 保管
- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物
 化学名又は一般名：ポリウレタン
 成分、濃度又は濃度範囲、官報公示整理番号、CAS 番号：

組成物質名	濃度 (%)	化審法番号	CAS 番号	備考
イソシアネート基末端ウレタン樹脂	17.1	—	—	
エチルベンゼン	1.9	3-28	100-41-4	
キシレン	2.0	3-3	1330-20-7	
トルエン	63.1	3-2	108-88-3	
プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート	3.9	2-3144	108-65-6	
酢酸エチル	12.0	2-726	141-78-6	

4. 応急措置

吸入した場合

- ・ 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

- ・ 付着物を布にてすばやく拭き取ること。
- ・ 大量の水及び石鹸、又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。溶剤、シンナー類は使用しないこと。
- ・ 外観に変化が見られ、皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断を受けること。

眼に入った場合

- ・ 直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗うこと。
- ・ 瞼の裏側まで完全に洗うこと。
- ・ 痛みがなく視力に影響がなくても、障害が遅れて現れることがあるので医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・ 誤って飲み込んだ場合は、無理して吐かせないで、口をゆすぐこと。
- ・ 誤って飲み込んだ場合は、直ちに医師の診断、手当てを受けること。
- ・ 嘔吐物は、飲み込ませないこと。

5. 火災時の措置

消火剤

炭酸ガス、泡・粉末消火器及び乾燥砂

使ってはならない消火剤

棒状水

火災時の特有の危険有害性

- ・ 液体と蒸気は高度に引火性である。
- ・ 熱、炎、酸化剤に接触した場合、激しい火災の危険あり。
- ・ 蒸気の場合には点火源まで相当な距離があっても引火するおそれあり。
- ・ 加熱させると膨張分解により容器が激しく破裂するおそれあり。
- ・ 激しく又は爆発的に反応する可能性あり。
- ・ 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。

特有の消化方法

- ・ 初期消火には、粉末ドライケミカル、炭酸ガス、泡沫などの消火器、砂を用いる。
- ・ 消火活動の際は有毒ガスが発生するので防毒マスクを着用する。

消火を行う者の保護

- ・ 状況に応じて保護具（呼吸用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等）を着用し、当該物の吸入や接触を避ける。
- ・ 風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項・保護具及び緊急時措置

- ・ 漏出した場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・ 漏出した場所の換気をよくする。

- ・ 蒸気の吸入及び皮膚や目との接触を避ける。
- ・ 多量漏出エリアから人員を退去させ、風上へ移動する。
- ・ 避難誘導する。
- ・ 作業時には必ず保護眼鏡、保護手袋、防毒マスクを着用し、風上から作業する。

環境に対する注意措置

- ・ 利用可能な任意の手段により、流出物が配水管又は水路に入るのを防ぐ。
- ・ 配水管又は水路の汚染が生じる場合は、もよりの警察署、消防署、都道府県市町村の関係機関に連絡する。
- ・ エリアを洗い、配水管への流入を防ぐ。
- ・ 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処理する。

封じ込め及び浄化方法・機材

- ・ 砂、土、蛭石又は他の吸収材料を用いて流出を防止する。
- ・ 砂、土、蛭石又は他の吸収材料を用いて残留物質を吸収する。
- ・ 蒸気を拡散するのに水スプレー、噴霧を使用してもよい。
- ・ リサイクル用の表示された容器へ回収可能な物質を集める。
- ・ 引火性廃棄物容器に残留物を集める。
- ・ 固体残留物を集め、表示された処分用のドラム缶に封入する。

二次災害の防止策

- ・ 関係機関に警告して、漏出場所と物質と物質の危険・有害性を伝える。
- ・ 全ての着火源を取り除く。
- ・ 喫煙、裸火又は発火源となるものの使用は禁止する。
- ・ スパークしないシャベル及び防爆装置だけを使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

[技術的対策]

- ・ 使用前に施工要領書を入手すること。
- ・ 労働安全衛生法、消防法などの関連法規に準拠して作業すること。

[安全取扱注意事項]

- ・ よく換気された場所で使用すること。
- ・ 34℃以上では、密閉系、換気、防爆型電気設備が必要である。
- ・ 取り扱う場合、スパークしない道具を使用する。
- ・ 作業環境を許容濃度以下に保つ。
- ・ 直接吸入、接触を避ける。
- ・ 暴露の危険性が生じる場合には保護具を着用する。
- ・ 喫煙、裸火又は発火源を避ける。
- ・ 取扱時には、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 蒸気は、静電気によりポンプ中又は注入中に着火する可能性がある。
- ・ 取扱い後は、手、顔などを石鹼水でよく洗い、うがいをする。
- ・ 衣類に付着した場合は、よく洗い、皮膚に接触しないようにする。
- ・ 34℃以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
- ・ 加熱、酸性又はアルカリ性物質より重合反応を誘発する危険性があるので十分に注意する。
- ・ 強酸化剤との接触を避ける。

保管

[安全な保管条件]

- ・ 引火性液体であるので消防法などの法規制に従うこと。
- ・ 涼しく換気のよい場所で部外者や子供が出入りしない一定の場所に施錠して保管すること。
- ・ 雨のかかる場所や、湿気の多い場所での保管は避けること。容器が腐食し漏出の危険性がある。

[安全な容器包装材料]

- ・ 容器は破損、腐食、割れ等のないものを使用すること。
- ・ 使用済み容器は一定の場所を定めて集積すること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度

- ・ エチルベンゼン (1.9%) (CAS RN : 100-41-4) ; 日本産業衛生学会 : 許容濃度(ppm)20、許容濃度(mg/m³)87
- ・ キシレン (2.0%) (CAS RN : 1330-20-7) ; 日本産業衛生学会 : 許容濃度(ppm)50、許容濃度(mg/m³)217
- ・ 酢酸エチル (12.0%) (CAS RN : 141-78-6) ; 日本産業衛生学会 : 許容濃度(ppm)200、許容濃度(mg/m³)720
- ・ トルエン (63.1%) (CAS RN : 108-88-3) ; 日本産業衛生学会 : 許容濃度(ppm)50、許容濃度(mg/m³)188

設備対策

- ・ 密閉された場所では、局所排気装置を設置する。
- ・ 取扱い場所の近くに手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
- ・ 「火気厳禁」「関係者以外立入禁止」の標識を見やすい箇所に掲示すること。
- ・ 換気設備は防爆構造であるべきである。

保護具

- ・ 呼吸用保護具 : 必要に応じて適宜、次の保護具を着用する
(送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器、有機ガス用防毒マスク)

- ・ 手の保護具 : 不浸透性の防護手袋を着用する。
- ・ 眼、顔面の保護具 : 眼側面の遮蔽を備えた保護眼鏡を着用する。
- ・ 皮膚及び身体の保護具 : 防護服、安全靴、ヘルメットを着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	: 淡黄色透明液体
におい	: 溶剤臭
融点・凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: 111℃
可燃性	: 可燃性なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: 1~7vol.%
引火点	: 4℃
発火点	: 480℃以上
分解温度	: データなし
pH	: -
粘度 (B形粘度計 10rpm)	: 5~15cps.
動粘性率	: 11.1mm ² /s
溶解度	: 水に不溶
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重 (密度及び相対密度)	: 0.8~1.0

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	: 密閉状態で、冷暗所では安定している
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。またイソシアネート基は水と反応して炭酸ガスを発生し、この反応が密閉容器内で起こると容器が膨れ、場合によっては破裂することもある。
避けるべき条件	: 湿気のある場所及び直射日光があたるなどの高温の場所
混触危険物質	: 酸化剤、アミン・アルコール・水等の活性水素化合物、塩基
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物及び燃焼すると一酸化炭素、二酸化炭素を発生する

11. 有害性情報

急性毒性 (経口) :	
区分に該当しない: エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4 ; 毒性値=3500mg/kg 含有率=1.9% 出典:NITE	
区分に該当しない: プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6 ; 毒性値=13700mg/kg 含有率=3.9% 出典:NITE	
区分に該当しない: トルエン-CAS 番号:108-88-3 ; 毒性値=5000mg/kg 含有率=63.1% 出典:NITE	
区分に該当しない: 酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6 ; 毒性値=5600mg/kg 含有率=12% 出典:NITE	
区分に該当しない: キシレン-CAS 番号:1330-20-7 ; 毒性値=3500mg/kg 含有率=2% 出典:NITE	
ATEmix=100 / ((1.9% / 3500mg/kg) + (3.9% / 13700mg/kg) + (63.1% / 5000mg/kg) + (12% / 5600mg/kg) + (2% / 3500mg/kg))計算結果が 6187.4241089mg/kg のため、区分に該当しないに該当。	
急性毒性 (経皮) :	
区分 4 : キシレン-CAS 番号:1330-20-7 ; 毒性値=1700mg/kg 含有率=2% 出典:NITE	
区分に該当しない: エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4 ; 毒性値=15400mg/kg 含有率=1.9% 出典:NITE	
区分に該当しない: プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6 ; 毒性値=5000mg/kg 含有率=3.9% 出典:NITE	
区分に該当しない: トルエン-CAS 番号:108-88-3 ; 毒性値=12000mg/kg 含有率=63.1% 出典:NITE	
区分に該当しない: 酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6 ; 毒性値=18000mg/kg 含有率=12% 出典:NITE	
ATEmix=100 / ((1.9% / 15400mg/kg) + (3.9% / 5000mg/kg) + (63.1% / 12000mg/kg) + (12% / 18000mg/kg) + (2% / 17000mg/kg))計算結果が 12492.430818mg/kg のため、区分に該当しないに該当。	
急性毒性 (吸入・蒸気) :	
区分 4 : エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4 ; 変換値=11mg/l 含有率=1.9% 出典:NITE	
区分 4 : トルエン-CAS 番号:108-88-3 ; 毒性値=12.5mg/l 含有率=63.1% 出典:NITE	
区分 4 : 酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6 ; 毒性値=52.75mg/l 含有率=12% 出典:NITE	
区分 4 : キシレン-CAS 番号:1330-20-7 ; 毒性値= 27.57mg/l 含有率=2% 出典:NITE	
分類できない: プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6 ; 含有率=3.9% 出典:NITE	
ATEmix=100 / ((1.9% / 11mg/l) + (63.1% / 12.5mg/l) + (12% / 52.75mg/l) + (2% / 27.57mg/l))計算結果が 18.1134546mg/l のため、区分 4 に該当。	
急性毒性 (吸入・粉じん又はミスト) :	
区分に該当しない: エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4 ; 毒性値= 27.5mg/l 含有率=1.9% 出典:NITE	
分類できない: プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6 ; 含有率=3.9% 出典:NITE	
分類できない: トルエン-CAS 番号:108-88-3 ; 含有率=63.1% 出典:NITE	
分類できない: 酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6 ; 含有率=12% 出典:NITE	
分類できない: キシレン-CAS 番号:1330-20-7 ; 含有率=2% 出典:NITE	
ATEmix=(100 - 81.0) / ((1.9% / 27.5mg/l))計算結果が 275mg/l のため、区分に該当しないに該当。	

毒性が未知の成分を 81.0%含有。

毒性未知成分が 0.1%以上なので、区分に該当しないから分類できないに変更。

皮膚腐食性/刺激性：

区分 2：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 区分 2：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 区分 2：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 区分 2：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 分類できない：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE
 加成方式が適用できる成分からの判定：
 区分 2 の成分合計が 65.1%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：

区分 2：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 区分 2B：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE
 区分 2B：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 区分 2B：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 区分 2B：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 加成方式が適用できる成分からの判定：
 眼区分 2B+眼区分 2 の成分合計が 82.9%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。

呼吸器感作性：

分類できない：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE
 分類できない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 分類できない：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 分類できない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 分類できない：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 データ不足のため分類できない。

皮膚感作性：

区分に該当しない：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4；含有率=1.9% 出典:NITE
 区分に該当しない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 区分に該当しない：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 区分に該当しない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 分類できない：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。
 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生殖細胞変異原性：

区分に該当しない：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4；含有率=1.9% 出典:NITE
 区分に該当しない：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 区分に該当しない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 分類できない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 分類できない：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。
 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

発がん性：

区分 2：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE
 分類できない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 分類できない：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 分類できない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 分類できない：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 CAS 番号:100-41-4 が 1.9% \geq 1%のため、区分 2 に該当。

生殖毒性：

区分 1A：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 区分 1B：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE
 区分 1B：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 区分に該当しない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 分類できない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 CAS 番号:108-88-3 が 63.1% \geq 0.3%のため、区分 1A に該当。

生殖毒性・授乳影響：

授乳に対する又は授乳を介した影響に関する追加区分：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 出典:NITE
 データなし：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE
 データなし：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 データなし：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6； 含有率=12% 出典:NITE
 データなし：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 出典:NITE
 CAS 番号:108-88-3 が 63.1% \geq 0.3%のため、授乳に対する又は授乳を介した影響に関する追加区分に該当。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：

区分 1：トルエン-CAS 番号:108-88-3； 含有率=63.1% 臓器=中枢神経系 出典:NITE
 区分 1：キシレン-CAS 番号:1330-20-7； 含有率=2% 臓器=中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓 出典:NITE
 区分 3：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4； 含有率=1.9% 出典:NITE

区分 3：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 臓器=気道刺激性、麻酔作用 出典:NITE
 区分 3：トルエン-CAS 番号:108-88-3；含有率=63.1% 臓器=気道刺激性、麻酔作用 出典:NITE
 区分 3：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6；含有率=12% 臓器=気道刺激性、麻酔作用 出典:NITE
 区分 3：キシレン-CAS 番号:1330-20-7；含有率=2% 臓器=麻酔作用 出典:NITE
 区分 3(気道刺激性)の成分合計が 80.9%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(気道刺激性)に該当する。
 区分 3(麻酔作用)の成分合計が 82.9%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(麻酔作用)に該当する。
 CAS 番号:108-88-3 が 63.1% \geq 10%のため、区分 1(中枢神経系)に該当。
 CAS 番号:1330-20-7 が 2% \geq 1%のため、区分 2(中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)に該当。
 区分 2:1330-20-7 (中枢神経系)は、上位区分の区分 1:108-88-3 (中枢神経系)へ纏めた。
 区分 3:気道刺激性,区分 2:呼吸器を区分 2:呼吸器系に統合。
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)：
 区分 1：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4；含有率=1.9% 臓器=神経系、聴覚器 出典:NITE
 区分 1：トルエン-CAS 番号:108-88-3；含有率=63.1% 臓器=中枢神経系、腎臓 出典:NITE
 区分 1：キシレン-CAS 番号:1330-20-7；含有率=2% 臓器=神経系、呼吸器 出典:NITE
 区分に該当しない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6；含有率=12% 出典:NITE
 分類できない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 CAS 番号:100-41-4 が 1.9% \geq 1%のため、区分 2(神経系、聴覚器)に該当。
 CAS 番号:108-88-3 が 63.1% \geq 10%のため、区分 1(中枢神経系、腎臓)に該当。
 CAS 番号:1330-20-7 が 2% \geq 1%のため、区分 2(神経系、呼吸器)に該当。
 区分 1:中枢神経系を区分 1:神経系に統合。
 誤えん有害性：
 動粘性率:11.1 mm²/s(40℃)
 区分 1：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4；含有率=1.9% 出典:NITE
 区分 1：トルエン-CAS 番号:108-88-3；含有率=63.1% 出典:NITE
 区分 1：キシレン-CAS 番号:1330-20-7；含有率=2% 出典:NITE
 分類できない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 出典:NITE
 分類できない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6；含有率=12% 出典:NITE
 区分 1 の成分合計が 67.0%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 1 に該当。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

区分 1：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4；含有率=1.9% 毒性値(魚類)=3.7mg/l (甲殻類)=0.42mg/l (藻類)=なし 出典:NITE
 区分 2：トルエン-CAS 番号:108-88-3；含有率=63.1% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=3.78mg/l (藻類)=なし 出典:NITE
 区分 2：キシレン-CAS 番号:1330-20-7；含有率=2% 毒性値(魚類)=3.3mg/l (甲殻類)=7.4mg/l (藻類)=なし 出典:NITE
 区分に該当しない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=370mg/l (藻類)=なし 出典:NITE
 区分に該当しない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6；含有率=12% 毒性値(魚類)=230mg/l (甲殻類)=262mg/l (藻類)=なし 出典:NITE
 区分に該当しない：ブチルセロソルブ-CAS 番号:111-76-2；含有率=7.6% 毒性値(魚類)=116mg/l (甲殻類)=130mg/l (藻類)=なし 出典:NITE

方式 1 加算式

$$82.9\% / ((1.9\% / 0.42\text{mg/l}) + (63.1\% / 3.78\text{mg/l}) + (2\% / 3.3\text{mg/l}))$$

計算結果=計算値:3.79874587mg/l、分類区分:区分 2

方式 1 加算法

(毒性乗率 \times 10 \times 区分 1)+区分 2 が 82.9%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分 2 に該当。

方式 2 加算法

(毒性乗率 \times 10 \times 区分 1)+区分 2 が 84.1%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分 2 に該当。

方式 1=区分 2、方式 2=区分 2 より区分 2 に該当。

水生環境有害性 長期(慢性)

区分 2：エチルベンゼン-CAS 番号:100-41-4；含有率=1.9% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=0.956mg/l (藻類)=なし 急速分解性=無 出典:NITE
 区分 2：キシレン-CAS 番号:1330-20-7；含有率=2% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=なし (藻類)=なし 急速分解性=無 出典:NITE
 区分 3：トルエン-CAS 番号:108-88-3；含有率=63.1% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=0.74mg/l (藻類)=なし 急速分解性=有 出典:NITE
 区分に該当しない：プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート-CAS 番号:108-65-6；含有率=3.9% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=なし (藻類)=なし 急速分解性=不明 出典:NITE
 区分に該当しない：酢酸エチル-CAS 番号:141-78-6；含有率=12% 毒性値(魚類)=なし (甲殻類)=2.4mg/l (藻類)=なし 急速分解性=有 出典:NITE

方式 1 加算式

$$77.0\% / ((1.9\% / (0.956\text{mg/l} \times 0.1)) + (63.1\% / 0.74\text{mg/l}))$$

計算結果=計算値:0.73232379mg/l、分類区分:区分 3

方式 1 加算法

(毒性乗率 \times 100 \times 区分 1)+(10 \times 区分 2)+区分 3 が 97.0%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分 3 に該当。

- 方式 2 加算法
 (毒性乗率×100×区分 1)+(10×区分 2)+区分 3 が 102.1%であり、濃度限界 (25%) 以上のため、区分 3 に該当。
 方式 1=区分 3、方式 2=区分 3 より区分 3 に該当。
 オゾン層への有害性
 データ不足のため分類できない

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物**
- ・ 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 - ・ 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
- 汚染容器及び包装**
- ・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分をすること。
 - ・ 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

- 国際規則**
- 国連番号 : 1263
 - 国連品名 : 塗料 (PAINT)
 - 国連分類 : クラス 3
 - 容器等級 : 容器等級 II
 - 海洋汚染物質 : 該当
- 国内規則**
- 指針番号 : 128
 - 海上規制情報 : 船舶安全法 危規則第 2 条危険物等級 3 引火性液体類
 - 航空規制情報 : 航空法 施行規則第 1 9 4 条危険物引火性液体
 - 陸上規制情報 : 消防法 第 4 類引火性液体、第 1 石油類非水溶性液体、危険等級 II
 - 港則法 : 施工規則第 1 2 条危険物 (引火性液体類)
- 特別の安全対策**
- 容器の輸送及び運搬は、常にしっかり固定した状態で行き、輸送中に互いに衝突して破損することのないようあらかじめ対策する。

15. 適用法令

- | | |
|--|---|
| 消防法 | 第 4 類引火性液体、第 1 石油類非水溶性液体、危険等級 II |
| 有機溶剤中毒予防規則 | 第 2 種有機溶剤等 |
| 労働安全衛生法：
エチルベンゼン (CAS RN：100-41-4) | ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 70) 特化則 (第二類物質) |
| キシレン (CAS RN：1330-20-7) | ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 136) |
| 酢酸エチル (CAS RN：141-78-6) | ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 177) |
| トルエン (CAS RN：108-88-3) | ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 407) |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)：
エチルベンゼン (CAS RN：100-41-4) | 第一種 政令番号 (1-073) 管理番号 (53) |
| キシレン (CAS RN：1330-20-7) | 第一種 政令番号 (1-103) 管理番号 (80) |
| トルエン (CAS RN：108-88-3) | 第一種 政令番号 (1-347) 管理番号 (300) |
| 毒物及び劇物取締法：
キシレン (CAS RN：1330-20-7) | 政令・劇物 (政令第 2 条第 1 項第 22 号の 4) |
| 酢酸エチル (CAS RN：141-78-6) | 政令・劇物 (政令第 2 条第 1 項第 30 号の 3) |
| トルエン (CAS RN：108-88-3) | 政令・劇物 (政令第 2 条第 1 項第 76 号の 2) |
| その他の国内法令：
トルエン (CAS RN：108-88-3) | 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第 2 条第 4 項)
大防法・有害大気汚染物質 (該当する可能性がある物質) (中環審第 9 次答申(別表 1)の 141)
大防法・有害大気汚染物質 (優先取組物質) (中環審第 9 次答申(別表 2)の 15)
水濁法・指定物質 (政令第 3 条の 3 第 25 号) |
| エチルベンゼン (CAS RN：100-41-4) | 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第 2 条第 4 項)
大防法・有害大気汚染物質 (該当する可能性がある物質) (中環審第 9 次答申(別表 1)の 24) |
| 酢酸エチル (CAS RN：141-78-6) | 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第 2 条第 4 項)
水濁法・指定物質 (政令第 3 条の 3 第 13 号) |
| プロピレングリコールメチルエーテルアセタート (CAS RN：108-65-6) | 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第 2 条第 4 項) |
| キシレン (CAS RN：1330-20-7) | 大防法・有害大気汚染物質 (該当する可能性がある物質) (中環審第 9 次答申(別表 1)の 43)
水濁法・指定物質 (政令第 3 条の 3 第 28 号) |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律： 廃棄塗料、容器類

16. その他の情報

- 参考文献：化学工業日報社「化審法化学物質」、化学工業日報社「17423の化学商品」、厚生労働省 職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
JIS Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法)
JIS Z 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (2019年版)
- 出典：当 SDS は、経済産業省所管 独立行政法人製品評価技術基盤機構 NITE-Gmiccs による混合物の GHS 分類を採用した <https://www.ghs.nite.go.jp/>

ここに提供する情報（以下「本情報」という）は、本製品の現在の構成成分の審査及び原料供給者により提供された情報に基づいて、本書作成時点で正確であると判断したものです。本情報は、明示又は黙示のいかなる保証をなすものではありません。また、ここに推奨される労働衛生や安全取り扱い方法は、一般的に適用可能と考えますが、実際にご使用になる環境において、これらが適切であるかどうか検討し、判断していただくようお願いします。